

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 22 日

都道府県衛生・医務主管部（課） 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う  
看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について

各都道府県におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う看護師等養成所（以下「養成所」という。）に関する指導について「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）【参考 1】及び、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）（以下「2 月 28 日付け事務連絡」という。）【参考 2】に基づき対応していただいているものと承知しています。

5 月 27 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全面解除となり、地域によっては、実習施設の学生の受入れも再開している一方、医療提供体制の維持及び感染予防の観点から、引き続き、実習施設の学生の受入れ制限に伴い、実践活動の場（以下「臨地」という。）における実習時間の短縮や実習中止等の対応が長期化することが想定されます。

看護基礎教育における臨地実習は、知識・技術を看護実践の場面で適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解する能力を養う場として重要であり、その教育時間は看護基礎教育の多くを占めていることから、特に、臨地における学修の担保ができない場合の対応について、疑義が生じていることと存じます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱いについて改めて示すこととしました。

各都道府県におかれましては、内容をご了知の上、各地域の実状に応じて、貴管内の養成所における実習再開に向けた指導及び実習中止に伴う対応等について指導をお願いします。

また、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いについての基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いについては、各教育課程の進度を踏まえ、実習を実施する時期の後ろ倒し等、教育計画の変更を検討すること。検討の際には、知識及び技術習得の順序性に留意すること。

### 2. 実習施設において学生の受入れが可能となった場合

#### (1) 実習の計画について

実習施設において学生の受入れが可能となった場合は、実習施設と調整し必要な感染予防策を講じた上で、可能な限り臨地での実習を実施すること。その際、感染を予防し、実習施設の負担を抑える観点から、実習内容を精査し、学生が臨地に滞在する時間が必要最小限となるよう計画すること。

計画にあたっては、「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」（平成27年9月1日付け事務連絡）【参考3】において示している臨地実習を充実させることを目的とした学習の例を参考にすること。

例えば、対象との関係構築のためには、臨地における連続した実習時間の確保が望ましいが、実習施設の状況により困難な場合は、臨地での実習の前後に、学内において対象の理解を深めるような演習を実施するなど、臨地に滞在する時間が短縮されても学修目標が達成されるよう計画すること。

#### (2) 多様な場における支援等の活動を利用した学習について

地域で生活する高齢者や障がい者等への支援等の看護実践の場以外の多様な場における支援等の活動を利用した学習を実習時間に含めて差し支えないこと。その際は、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にし、活動の前後の事前学習及び振り返りを十分に実施すること。

活動の例：

- ・地域で生活する孤立・孤独が心配な方への社会参加支援
- ・高齢者や若者(子ども)、障がい者との交流の場づくり 等

### 3. 保健師養成所における取扱い

保健師養成所の公衆衛生看護学実習について、保健所及び市町村での実習時間や継続した指導の時間が短縮された場合は、地区診断等を活用し、地域で生活している人々に対する理解を深めた上で、健康危機管理に関する学修の観点から、新型コロナウイルス感染症に関連する活動を実習時間に含めて差し支えないこと。こうした活動を活用した学習についてはその目的を明確にし、実習計画に位置づけること。加えて活動の前後の事前学習及び振り返りを十分に実施すること。

#### 4. 助産師養成所における取扱い

助産師養成所における助産学実習については、分べんの取扱いを学生1人につき10回程度行わせることとしている。

分べん数の確保が困難である場合については、「東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて」（平成23年4月5日付け事務連絡）【参考4】において「学生が2人1組で実習を行うなど、弾力的に実施して差し支えないこと。」や「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第21号）（以下、「ガイドライン」という。）において「分べんについては分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。」と記載のある通り取り扱うこと。

加えて、ガイドラインにおいて示している別表12「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に照らして適切に学習の評価をし、学生の到達度に応じて、分べん介助シミュレーターや紙上事例等を組み合わせて学習すること等により必要な知識及び技能を修得できるようにすること。

#### 5. 看護師養成所及び准看護師養成所における取扱い

最終学年において、臨地での実習時間が全く確保できない教育内容が生じた場合は、学生が既に臨地実習における学修を経験していることに鑑み、当該教育内容における実習目標を踏まえて、3事例程度設定し、専任教員又は実習指導教員の指導の下に、当該事例を用いた看護過程の展開を通して学修することとして差し支えないこと。この場合に用いる事例は、模擬患者や紙上事例等が考えられる。看護過程の展開を通じた学修が、当該実習目標に対する評価を満たし、臨地における学修に相当する教育効果を十分に挙げられる場合に、当該教育内容を修了したとして差し支えないこと。

#### 6. 留意点

- (1) 本事務連絡における臨地実習の取扱いは養成所における教育内容の縮減を認めるものではないことから、必要な教育が行われるように特段の配慮をお願いしたいこと。
- (2) 実習計画を見直した場合も、ガイドラインにおいて示している「求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に照らし、学生の学修状況についての評価を実施すること。
- (3) 臨地における実践は、対象の特性にあわせて看護技術を実践する機会であることから、学内での演習により代替する場合は、シミュレーション機器や模擬患者等を用いて、日々変化する患者の状態をアセスメントする演習や、学生同士による実技演習、患者とのコミュニケーション能力を養う演習等、可能な限り臨地に近い状況の設定をし、演習を行うこと。
- (4) 技術演習に限らず複数人を対象とする演習の際は、集団感染防止に係る3

つの条件、いわゆる「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けた環境を整備し、感染予防策として、個人の感染予防の徹底や、人数、演習時間等に留意し実施すること。

7. 実習施設等の変更の承認又は届出

保健師助産師看護師法施行令第13条第1項及び第2項の規定により、実習施設等を変更する場合は変更の承認又は届出が必要であるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による変更に限り、変更の承認又は届出に係る手続きや時期については、弾力的に取扱って差し支えないこと。

以上

**【参考】** 具体的な臨地実習の展開方法や事例等については、各看護教育団体のホームページに掲載されているため参考とすること。

- 日本看護学校協議会：  
[http://www.nihonkango.org/report/pdf/report\\_200622.pdf](http://www.nihonkango.org/report/pdf/report_200622.pdf)
- 全国保健師教育機関協議会：  
<http://www.zenhokyo.jp/work/doc/r2-iinkai-jishudaitai.pdf>
- 全国助産師教育協議会：  
<http://www.zenjomid.org/info/index.html#-20200615>